

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
6月号

## 1, 第14次労働災害防止計画がスタートしました！

国では、労働災害減少への取り組みを単年度ごとだけではなく、5年を一つの期間として、現状の課題分析、目標設定、実行、評価などをしており、今回の第14次労働災害防止計画の期間は令和5年度から9年度までとなります。

今回新しい言葉として「アウトプット指標」と「アウトカム指標」があります。

各事業場の皆様には、このアウトプット指標の内容についての取り組みをお願いいたします。

【アウトプット指標】事業者が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標

【アウトカム指標】その指標を達成した結果として期待される成果

第14次  
災防計画

## 2, 令和5年度全国安全週間の実施について(7月1日～7日 準備期間6月)

### スローガン 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかかるない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

6月は全国安全週間の準備期間となっています。皆様の事業場におかれましても、取り組みをお願い申し上げます。

中災防  
安全週間

## 3, 労働保険料の申告・納付は7月10日(月)までにお願いします！

令和5年度労働保険の年度更新期間は、6月1日(木)～7月10日(月)までです。

事業主等の皆様におかれましては、令和4年度確定保険料及び一般拠出金、令和5年度の概算労働保険料に係る申告及び納付について、最寄りの金融機関又は電子申請等により手続きを終えるようお願いいたします。

※ 年度更新申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口へ出向くことなく手続きすることができます。

## 4, 労働契約等解説セミナー2023が開催されます。(参加費無料！)

※ 厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社が受託して実施しています。

雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーが、本年も6月29日から12月14日にかけて、計24回、オンライン開催で実施されます。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務、無期転換ルール、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点をわかりやすく解説しているほか、セミナー終了後には、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込方法などに関する相談も行われます。

労働契約等  
解説セミナー

**転倒災害を予防しましょう！**



## 5、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間中です！

令和5年度も「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が5月から9月末の間で実施されています。本年は例年より気温が続く予報となっています。

熱中症対策の着実な実施をお願いいたします。



キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと	
暑さ指標の把握	JIS規格に適合した暑さ指標計で暑さ指標を随時把握
測定した暑さ指標に応じて以下の対策を徹底	
<input type="checkbox"/> 喫煙所の撤退	
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/> 飲食	
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	
<input type="checkbox"/> 通勤移動への対応	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	
<input type="checkbox"/> ブレーキング	
<input type="checkbox"/> 日吉の健康管理	
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	
当社では、夏季一時的な夏季休業制度(夏季休)を導入することを検討	

## 6、転倒災害を防止しましょう！

当署管内における労働災害は転倒災害が3割ほどを占めています。

転倒災害の防止には、作業場所や通路などの4S(整理・整頓・清潔・清掃)、作業方法の改善、適切な靴の着用や危険箇所マップの作製・周知、注意喚起表示などがありますので、着実に対策を実施しましょう。



### 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S(整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	他の対策
<ul style="list-style-type: none"><li>・歩行場所に物を放置しない</li><li>・床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く</li><li>・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・余裕を持って行動</li><li>・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li><li>・足元が見えにくい状態で作業しない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動や作業に適した靴の着用</li><li>・職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li><li>・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li></ul>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覗ください!  
「STOP!転倒災害プロジェクト」

## 7、令和5年における労働災害発生状況について(4月末現在)

**休業4日以上の死傷災害 72件 (前年同期と比較して28件、63.6%増加)  
うち、死亡 0件 (前年同期と比較して±0件)**

令和5年4月末現在の死傷災害は72件で、前年同期の44件から+28件+63.6%となりましたが、このうち18件は新型コロナウィルス感染症によるもので、これを除くと54件となり、前年同期の41件から+13件+31.7%と大幅に増加しています。なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別（新型コロナによるものを除く）では、①製造業15件(前年同期比+4件+36.4%)、②建設業11件(同+7件+175.0%)、③接客娯楽業8件(+7件+700.0%)、④運輸交通業6件(同-2件-25.0%)及び商業6件(同+3件+100.0%)となっており、運輸交通業を除いて大幅な増加傾向となっています。

事故の型別（新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の25%）では、①「転倒」が23件(構成比43%)、②「墜落・転落」9件(同17%)、③「崩壊・倒壊」5件(同9%)、④「飛来・落下」及び「はざまれ・巻き込まれ」が各4件(同7%)となっています。

「転倒」災害は前年同期15件で+6件、「墜落・転落」は同6件で+3件、「崩壊・倒壊」は同1件で+4件となった。転倒災害が大幅に増加していますが、うち11件は冬季特有の転倒災害となっています。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウィルス感染症によるものを除いた151件より10%以上減少させた135件以下とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

各事業場の皆様におかれましても、労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。



ご安全に!!



6月は全国安全週間の準備期間です。  
全国安全週間に向けた取り組みをお願いします!

